

このまちを選んでくれてありがとうございます！！

薩摩川内市は 市内に就職した若者の 奨学金返還を支援します

最大300万円！！

補助の対象となる方

★以下のすべての要件を満たす方が対象となります

- 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門士又は高度専門士の称号が付与される専門課程に限る。）、国及び都道府県知事が認可又は設置する短期大学校及び教育施設（ただし、高等学校卒業者を対象とする課程に限る。）
※川内職業能力開発短期大学校や川内看護専門学校（全日制に限る。）もOK
- 大学等の在学中に、市の指定する奨学金※1を借りていた方
- 令和5年10月以降、市内の事業者※2に正規雇用※3され、市内に勤務している方
- 市内就業時6か月以内に市内に住所を有する方
- 35歳未満の方（登録申込日時点）

※1 日本学生支援機構の奨学金、労働金庫の技能者育成資金融資など

※2 本市の区域内に事業所（本店や支店問わない）を置き、事業を営む法人または団体。
ただし、初任地が薩摩川内市内の事業所の場合に限る（転勤、出向、研修は不可）。
転勤に伴う転入では、地域限定型対象となる場合があります。ご相談ください。

※3 雇用期間の定めがなく、社会保険・労災保険・雇用保険に加入する雇用形態のこと

補助内容

- 補助額 前年に返還した奨学金額の3分の2（上限30万円）
- 補助期間 返還が完了するまでか、補助額の総額が300万円に達するまで

お問い合わせ先

薩摩川内市 定住支援センター
（本庁5階 産業人材確保・移住定住戦略室内）
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

☎0120-420-200
0996-23-5111（内線5852）



薩摩川内市奨学金返還支援制度



手続き

大学など卒業 → 市内居住 → 市内就職 → 奨学金返還開始

●対象の登録申込み

[手続きの時期：補助の要件を満たした後]

- ・就職後、登録申込書と添付書類を提出
(9月末日までに申し込むと翌年度から補助を受けられます)
(毎年4～9月末に登録申込みを受付します)

●登録完了のお知らせ

- ・市役所から登録完了の通知が届きます(12月頃発送予定)

●補助金の交付申請

[手続きの時期：登録申込みを行った翌年度以降]

- ・前年度(4月から翌年3月まで)1年間に返還した奨学金等の額をもとに、補助金の交付申請(申請年度の5月～2月末まで)を行います。
- ・下記の要件を満たしていることが条件です。
 - ア 補助金申請を行う年度の**4月1日かつ申請日時点**で、引き続き本市に住所を有し、かつ、対象事業所に正規雇用されている方
 - イ 市税等の滞納がない方
 - ウ 他に同様の補助を受けていないこと、国及び地方公共団体の職員でないこと、暴力団員でないこと

毎年度繰り返し

●補助金を受給

登録申込み 添付書類

- ア 登録申込書 ……市ホームページからダウンロード可能です
- イ 住民票 ……対象者本人のもので、本籍地は記載してください
- ウ 奨学金等を貸与する機関が発行する書類で、奨学金等の貸与を証明し、返還金額が記載された書類
- エ 卒業証明書または卒業証書の写し
- オ 就労証明書 ……市ホームページからダウンロード可能です

このほかにも、市内に就職した方への補助制度があります。
詳しくは、移住定住支援サイトをご確認ください！



※制度内容等は変更になる場合がありますので、ご了承ください。

令和6年4月現在